

大阪労働局発表
平成28年2月8日

【担当】
大阪労働局職業安定部雇用保険課
電話 06-4790-6320

報道関係者 各位

布施公共職業安定所における文書の誤交付について

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、布施公共職業安定所（所長 西田 尚子。以下「布施所」という。）における個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり事実を確認のうえ、必要な措置を講じることとしましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

布施所において、失業の認定等に係る事務処理の過程に際し、Aさんに手交すべき雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）を誤ってBさんに誤交付するという事案が発生した。

※ 資格者証とは、失業等給付の受給手続きのために必要な書類であり、受給資格者の氏名、生年月日、所定給付日数、振込先の金融機関コード、口座番号、基本手当日額、支給された給付金額及び顔写真等の情報が記載されている。

2 事実経過

- （1）平成28年1月26日（火）、布施所において職員Xが失業の認定に係る書類を返却する際、誤ってBさんにAさんの資格者証を誤交付した。
- （2）同日、Bさんが、職業相談窓口において職業相談を受けた際、提出書類の中にAさんの資格者証が紛れ込んでいることを確認し、この時点で誤交付が発覚した。
- （3）同日、布施所雇用保険給付課長は、Bさんに経過の説明及び謝罪を行い、Aさんの資格者証を回収した。
- （4）同日、雇用保険給付課長は、Aさんに事情説明の上、謝罪を行い、理解を得た上で、Bさんから回収した資格者証を手交した。

3 発生原因

本事案は、資格者証返戻時の確認手順が遵守されていなかったことが原因と考えられる。

4 再発防止策

(1) 布施所においては、平成 28 年 1 月 26 日(火)に課長・統括職業指導官以上を対象とする緊急幹部会議を開催し、所長から本事案の経過を説明し、個人情報の適切な取扱いを徹底するように指示した。

特に、受給資格者証等返戻時の取扱いを見直すこととし、従来、資格者証返戻時氏名で呼び出していたものを事前に番号札（受給資格者証等を収納したクリアファイルに添付した番号と同番号）を手交し、番号で対象者を呼び出した上、顔写真及び氏名確認等、本人確認を行った後、返戻することとした。

(2) 大阪労働局においては、同月 28 日(木)、管内の公共職業安定所幹部に対し、本事案の概要を周知し、個人情報の記載された書類の保管及び取扱いの徹底について指示を行った。